

掛川市消防本部訓令甲第1号

掛川市消防署の組織に関する規程（平成17年掛川市消防本部訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

掛川市消防長 小 関 直 幸

第2条第1項の表を次のように改める。

消防署名	係名
中央消防署	中央第1管理予防係、中央第2管理予防係、中央第3管理予防係、中央第1警防係、中央第2警防係、中央第3警防係、中央第1救急係、中央第2救急係、中央第3救急係
南消防署	南第1係、南第2係、南第3係

第2条第2項を次のように改める。

- 2 中央消防署に次の表の左欄に掲げる室及び署を置き、それぞれの室及び署に右欄に掲げる係を置く。

室又は署名	係名
指揮支援室	支援係
西分署	西第1係、西第2係、西第3係

第2条第3項及び第4項を削る。

第6条を次のように改める。

（分掌事務）

第6条 各係の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 中央第1管理予防係、中央第2管理予防係、中央第3管理予防係

- ア 現場指揮や安全管理に関すること。
- イ 消防署における予防業務の推進に関すること。
- ウ 警防、救急活動の支援に関すること。

- エ 消防地理及び水利の調査に関する事。
- オ 消防機械器具の整備保全及び技術指導に関する事。
- カ 自衛消防組織の指導育成に関する事。
- キ 火災予防の指導及び広報に関する事。
- ク 消防対象物の立入検査に関する事。
- ケ 火災の原因及び損害調査に関する事。
- コ 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に基づく煙火の消費場所への立入検査に関する事。
- サ 消防関係予算等の庶務事項に関する事。

(2) 中央第1警防係、中央第2警防係、中央第3警防係

- ア 警防計画に関する事。
- イ 水火災の警戒及び防御に関する事。
- ウ 指揮業務の支援に関する事。
- エ 救助業務及び救急業務の支援に関する事。
- オ 消防地理及び水利の調査に関する事。
- カ 消防機械器具の整備保全及び技術指導に関する事。
- キ 自衛消防組織の指導育成に関する事。
- ク 火災予防の指導及び広報に関する事。
- ケ 消防対象物の立入検査に関する事。
- コ 火災の原因及び損害調査に関する事。
- サ 火薬類取締法に基づく煙火の消費場所への立入検査に関する事。
- シ 警防訓練に関する事。
- ス 警防業務の安全管理対策に関する事。

(3) 中央第1救急係、中央第2救急係、中央第3救急係

- ア 救急業務に関する事。
- イ 消防地理及び水利の調査に関する事。
- ウ 消防機械器具の整備保全及び技術指導に関する事。
- エ 応急手当の普及啓発及び救急広報に関する事。
- オ 救急訓練の計画に関する事。
- カ 救急業務の安全管理対策に関する事。

(4) 南第1係、南第2係、南第3係

- ア 警防計画に関する事。
- イ 水火災の警戒及び防御に関する事。
- ウ 救急業務及び救助業務に関する事。
- エ 消防地理及び水利の調査に関する事。
- オ 消防機械器具の整備保全及び技術指導に関する事。
- カ 自衛消防組織の指導育成に関する事。
- キ 火災予防の指導及び広報に関する事。
- ク 消防対象物の立入検査に関する事。
- ケ 火災の原因及び損害調査に関する事。
- コ 火薬類取締法に基づく煙火の消費場所への立入検査に関する事。

(5) 指揮支援室支援係

- ア 現場活動の指揮や安全管理などの支援に関する事。
- イ 広域消防相互応援等に関する事。
- ウ 消防用通信施設の運用及び保全に関する事。
- エ 水火災、地震等の災害の警戒、防御その他の警防に関する調整に関する事。
- オ 消防対策本部の運営に関する事。
- カ 日勤救急隊及び救急業務に関する事。
- キ その他他の係に属さない事項に関する事。

(6) 西分署西第1係、西分署西第2係、西分署西第3係

- ア 警防計画に関する事。
- イ 水火災の警戒及び防御に関する事。
- ウ 救急業務及び救助業務に関する事。
- エ 消防地理及び水利の調査に関する事。
- オ 消防機械器具の整備保全及び技術指導に関する事。
- カ 自衛消防組織の指導育成に関する事。
- キ 火災予防の指導及び広報に関する事。
- ク 消防対象物の立入検査に関する事。
- ケ 火災の原因及び損害調査に関する事。

附 則

この訓令甲は、令和8年4月1日から施行する。